

# 令和5年度 新潟市ケアプラン点検実施報告

令和6年12月9日・16日

新潟市福祉部介護保険課

# ケアプラン点検の制度的な位置付け (介護給付適正化事業)

## 【根拠法令】

介護保険法第115条の45第3項第1号

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

介護給付等に要する費用の適正化のための事業

令和6年度から

## ケアプラン点検について

ケアプラン点検とは

保険者が行う介護給付適正化事業3事業の一つがケアプラン点検

給付適正化事業

5事業→3事業へ統合

①要介護認定の適正化

②ケアプラン点検

+

③住宅改修点検、福祉用具購入・貸与調査

④医療情報突合・縦覧点検

~~⑤介護給付費通知~~

☞ ② ケアプラン点検と  
③住宅改修・福祉用具調査が統合  
☞ ⑤ 介護給付費通知が任意

## ケアプラン点検について

### 【ケアプラン点検とは】

保険者が行う介護給付の適正化事業として、「ケアプラン点検」が位置付けられています。

### 【給付適正化とは】

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプラン点検＋住宅改修点検、福祉用具購入・貸与調査
- ③ 医療情報突合・縦覧点検

## ケアプラン点検の目的

ケアプランが**ケアマネジメントのプロセスを踏まえ**「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「**自立支援に資するケアマネジメント**」とは何かを追求し、その普遍化を図り、健全なる給付の実施を支援するものである。

(出典:平成20年7月18日厚生労働省老健局振興課  
ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法より)

## ケアプラン点検の目的

- ◎作成されたケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを検証確認することで、介護支援専門員の「気づき」を促し、介護支援専門員の資質向上を図る。
- ◎ケアマネジメントの質の向上、利用者の状態の維持改善を図り、介護給付の適正化を推進する。

☞ ケアプラン点検は運営指導や監査ではなく「資質向上への支援」  
☞ 適正なケアマネジメントにより、真に必要なサービスが過不足なく提供されているか「適切なサービスの確保と提供」

# 令和5年度ケアプラン点検の実施方法

## STEP1

- ・ 介護保険課が書類内容を確認し、面談で質問する項目等を整理
- ・ 対象の介護支援専門員は、提出したケアプランの振り返り作業

## STEP2

- ・ 介護保険課からケアプラン点検に必要な書類の提出を依頼
- ・ 居宅介護支援事業所は、指定された書類を準備し、介護保険課へ提出

## STEP3

- ・ 介護支援専門員と介護保険課の担当職員で電話で面談

# 令和5年度ケアプラン点検の実施方法

## STEP4

- ・ 介護支援専門員は、ケアプラン点検の気づきを事業所にフィードバックし、事業所内で気づきを共有
- ・ 事業所内で気づきを活かし、対象の介護支援専門員はケアプランを再作成し、介護保険課に提出

## STEP5

- ・ 介護保険課は再作成されたケアプランと面談後報告書を確認し、ケアプラン点検の結果通知を送付

# ケアプラン点検対象の選定

点検対象の選定は？

毎年度、点検テーマを決定した上で、給付実績等から対象の被保険者、事業所を選定していた。

令和5年度途中から国指針に基づき、変更

国保連の介護給付適正化システムの帳票・データを活用し、点検対象となった被保険者のケアプランを作成した事業所の介護支援専門員を選定する。

データに基づく点検へ変更

## ケアプラン点検の実施状況

	内 容	件 数	備 考
令和5年度 前半	長期間のショートステイ利用の ケース	23件	長期利用への課題分 析等の確認
令和5年度 後半 (国方針によ るもの)	認定調査時と利用サービスが不 一致のケース	12件	認定時の心身の状態 と利用サービスが異な る理由
	支給限度額を一定割合超過して 利用しているケース	2件	区分支給限度額を一 定割合を超え、かつ サービス提供事業所 が同一法人区分であ る理由

令和5年度実績 38件(1事業所1件)(うち、訪問介護の生活援助の回数の点検も含む)

# (1) 点検結果 課題分析(アセスメント)

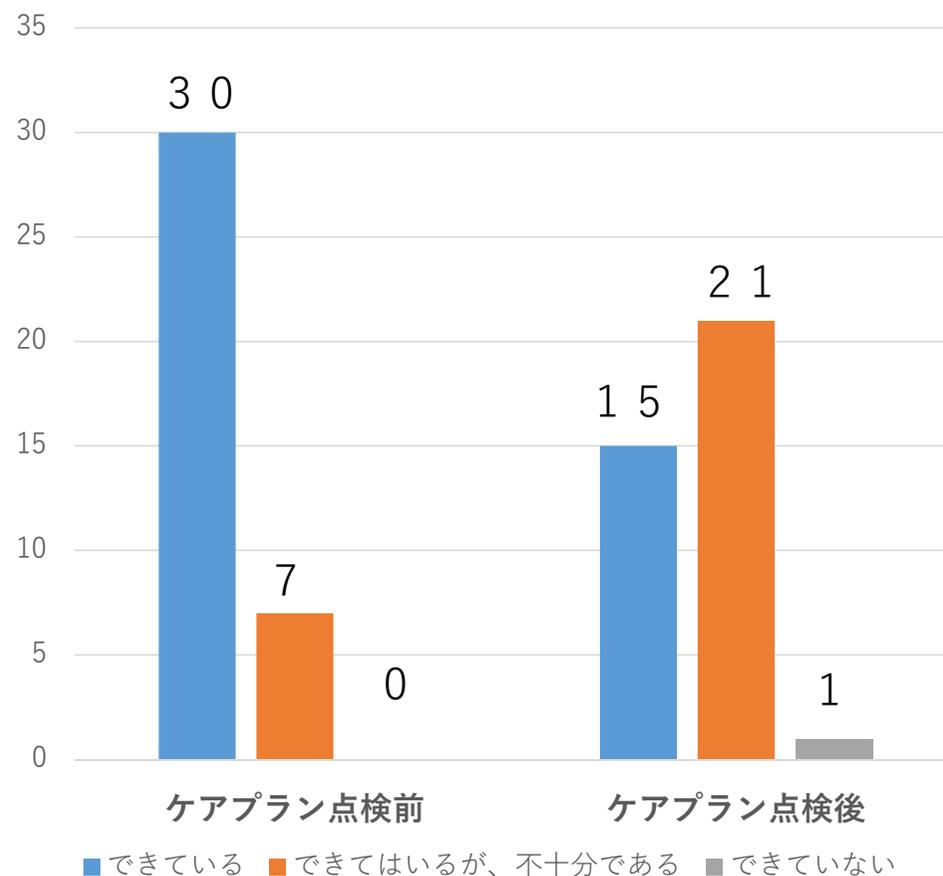
## ■点検前

- ・課題を把握し、サービス提供につなげ、状態の維持ができていない。
- ・課題分析項目を聞き取り、実施している。
- ・自立した生活支援までの視点が不十分だった。
- ・隠された課題に気づけていなかった。

## ■点検後

- ・家族の要望やサービスの利用ありきの視点に向きがちで生活課題にもっと目を向ける必要があった。
- ・適切な課題抽出のため、アセスメントツールの活用を深める必要がある。
- ・アセスメントの理解が不十分である。
- ・ケアマネの一方的な判断が多くあった。

課題分析 (アセスメント)



# (1) 点検結果

## 課題分析(アセスメント)

### ■点検者からのコメント

- ・ 介護保険最新情報 Vol.1 178(令和5年10月16日)「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について準じた課題分析標準項目でアセスメントを行いましょう。
- ・ 上記に準じた課題分析標準項目で客観的事実と主観的事実の情報の収集と整理を行いましょう。
- ・ 起きている、または起こり得る問題の要因や背景の分析を行い、解決が必要な真の課題を導きましよう。
- ・ 解決が必要な課題を解決するため、ストレングスの視点でケアの方向性を検討しましよう。
- ・ 各種加算に関係している場合、問題の要因や背景を分析できているか確認しましよう。
- ・ 本人との共同作業を大切にしましよう。

## (2) 点検結果

### 居宅サービス計画書(第1表)

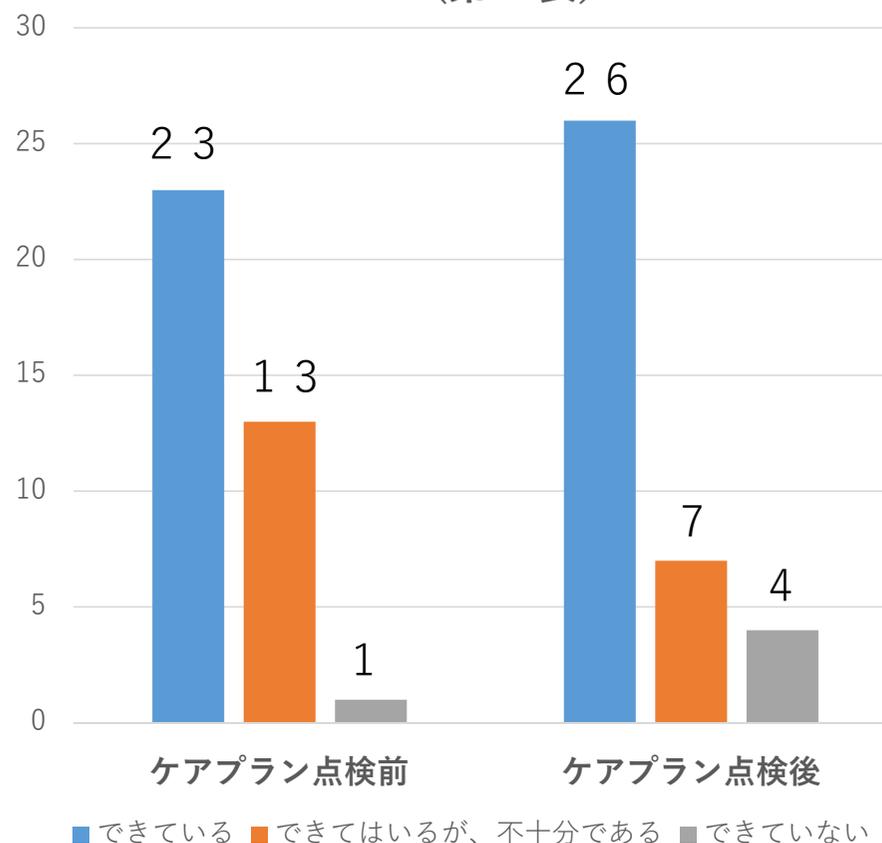
#### ■点検前

- ・利用者や家族の希望や困りごとを聞き取り、意向に記載している。
- ・ロングショートを利用しているため、施設サービス計画のようになってしまう。

#### ■点検後

- ・利用者や家族に伝わりやすい表現や言葉を用いた記載に乏しいと感じた。
- ・現在の生活の感想を意向として記載していた。
- ・意向を踏まえた課題分析が、サービスを利用することでどのように改善されるのかが分かる記載になっていなかった。
- ・総合的な援助の方針が漠然的、かつ課題の解決につながっていない。

居宅サービス計画書  
(第1表)



## (2) 点検結果

### 居宅サービス計画(第1表)

#### ■点検者からのコメント

- ・本人は何が困りごとで、どのように解決に取り組んでいきたいのか、家族はどのように取り組んで欲しいのかを具体的に聞き取りましょう。
- ・主訴と意向の違いを見分け、本人が望む生活に対する意向を記載しましょう。
- ・意向を踏まえた課題分析の結果、どのような支援が必要なのかを記載しましょう。
- ・本人や家族を含むケアチームとして、援助の方針を記載しましょう。

## (2) 点検結果 居宅サービス計画書(第2表)

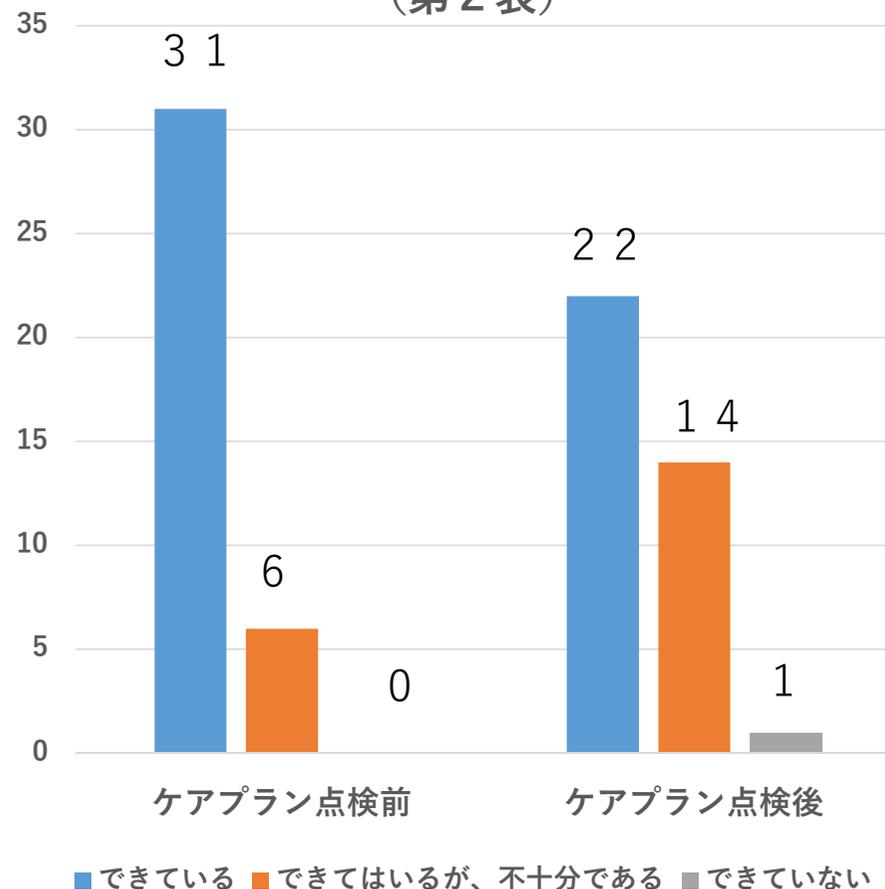
### ■点検前

- ・アセスメントに基づき、作成している。
- ・本人の意向よりも家族の意向を重視して作成している。
- ・サービスの利用を念頭に置き、作成していた。
- ・インフォーマルサービスを位置づけている。

### ■点検

- ・アセスメントから抽出された課題項目に沿って、解決すべき課題をあげられていなかった。
- ・家族の要望や困りごとを課題にあげていた。
- ・支援者側や家族の目標をあげており、本人の目標をあげられていなかった。
- ・抽象的で曖昧な目標設定をしていた。
- ・本人や家族の役割等の強みを十分に位置付けられていなかった。

居宅サービス計画書  
(第2表)



## (2) 点検結果

### 居宅サービス計画(第2表)

#### ■点検者からのコメント

- ・現状や要望をそのまま課題にあげていませんか。本人が何をどのようにして取り組めばいいのかが分かる、解決が必要な課題をあげてみましょう。
- ・永続的な長期目標をあげていませんか。課題解決につながる達成可能な最終的なゴールとして、長期目標をあげてみましょう。
- ・支援者側が取り組む目的を目標にあげていませんか。長期目標の段階的、かつ本人が取り組む、または取り組めることを短期目標にあげてみましょう。
- ・各短期目標の達成に向け、本人や家族の役割がそれぞれに位置付けられていますか。本人や家族の強みや可能性に着目してみましょう。
- ・サービスありきになっていませんか。課題解決のための取り組みを根拠を持った説明ができるようにしましょう。

## (2) 点検結果

### 居宅サービス計画書(第3表)

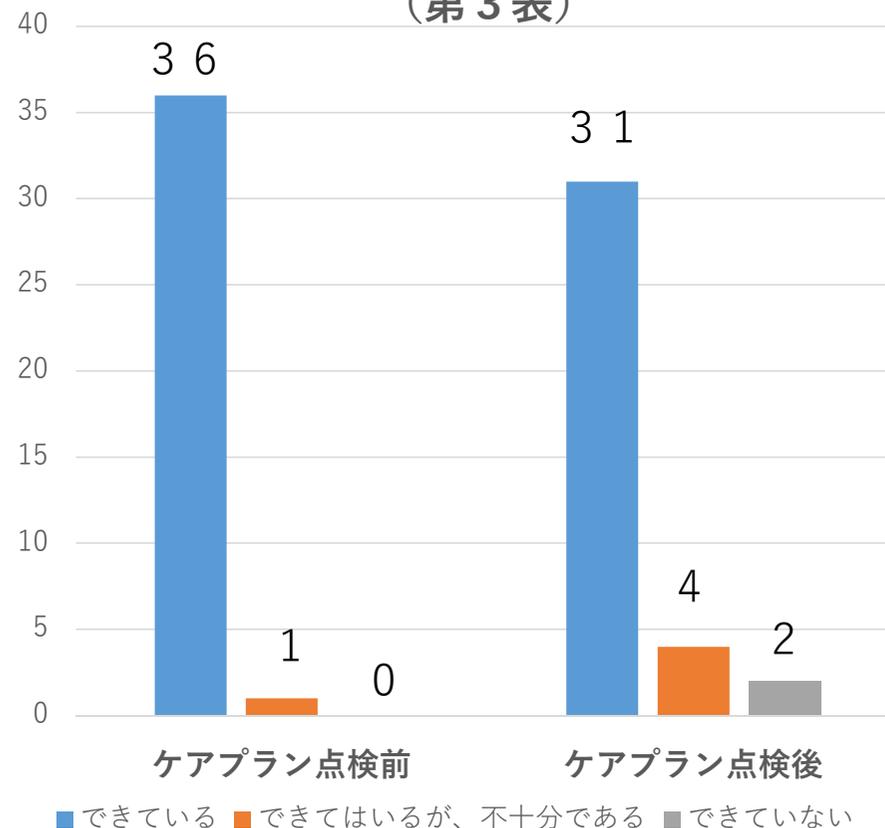
#### ■点検前

- ・サービスの利用について、目的や意向に添える事業所を選択してもらっている。
- ・本人の意向の聞き取りや利用の納得が不十分のまま、家族の要望だけでサービスを位置づけていた。

#### ■点検後

- ・おおよその生活リズムが分かるように記載している。
- ・インフォーマルサービスやセルフケアの視点が欠如していた。
- ・日常生活の日課や習慣にしている活動等の把握が不十分だった。
- ・サービス利用の曜日や提供時間等、利用票との整合性に乏しかった。

グラフ居宅サービス計画書  
(第3表)



## (2) 点検結果

### 居宅サービス計画(第3表)

#### ■ 点検者からのコメント

- ・ 提供サービス利用の曜日や提供時間、回数等が利用票と整合性があるか確認しましょう。
- ・ 日常生活の活動の記載がサービス側の日課や起床・就寝・食事等の記載に留まっていませんか。本人の一日の過ごし方を丁寧に聞き取り、記載しましょう。
- ・ 週単位以外のサービスに受診や家族の支援、インフォーマルサービス等の記載をしましょう。

# (3) 点検結果

## サービス担当者会議(第4表)

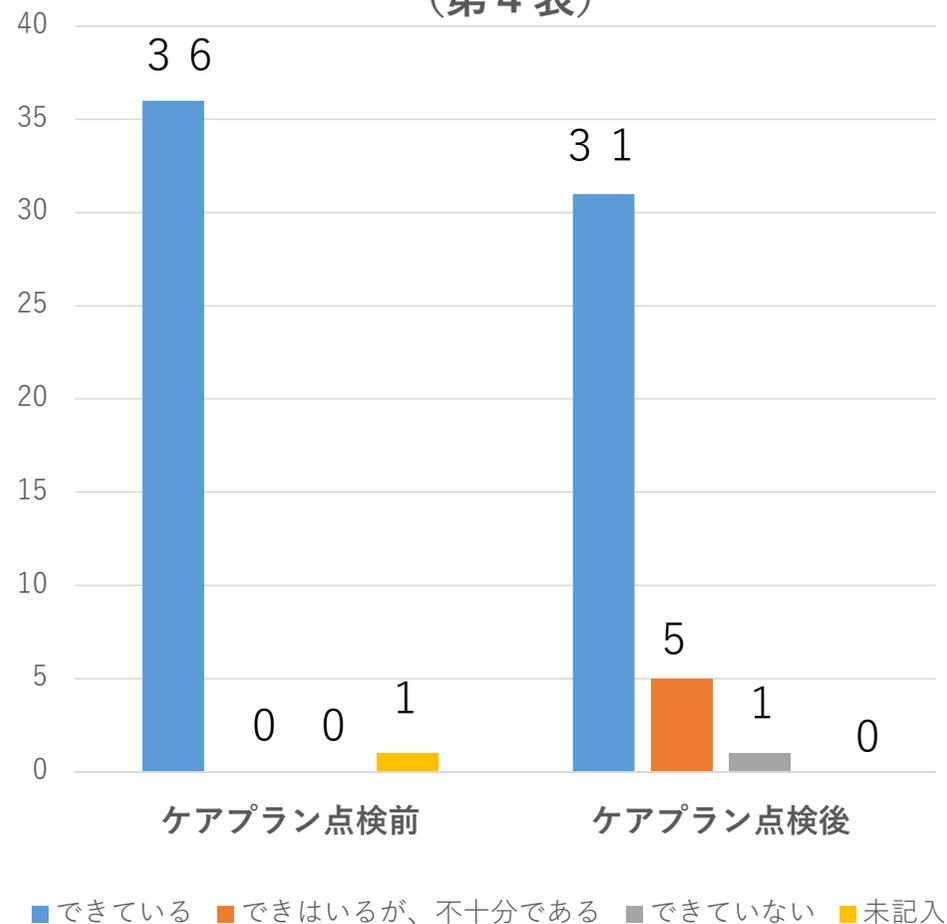
### ■点検前

- ・各サービス提供事業所と情報共有は行えている。
- ・コロナ禍では通信機器等を用いて開催し、欠席の事業者には事前に照会等で意見を聴取している。
- ・専門的見地から意見を聞き取っている。

### ■点検後

- ・主治医にも定期的に出席の連絡を取っている。
- ・サービス担当者会議録の内容が現状の情報を記載したのみになっていた。
- ・医療系のサービス利用時の医師からの意向の聞き取りや情報の共有等の連携が不十分だった。
- ・欠席のサービス事業所に対し、サービス担当者会議後に照会を依頼したときがあった。
- ・ケアプランに関する課題等の検討ができていない。

サービス担当者会議  
(第4表)



## (3) 点検結果

### サービス担当者会議(第4表)

#### ■点検者からのコメント

- ・サービス担当者会議録の内容が、情報共有の申し送りになっていませんか。ケアプランに位置付けた課題や支援の方向性、各役割等を検討した上、結論に至った経緯が分かる記載を行いましょう。
- ・サービスの種類や回数、各種加算の必要性を十分にケアチームで検討した上、結論に至った経緯が分かる記載を行いましょう
- ・ケアチームで残された課題を検討し、結果を記載しましょう。
- ・短期入所生活介護の利用が本人の居宅における自立した日常生活の維持に十分な留意がされていますか。認定有効期間の半数を超えた利用とならないように気を付けましょう。

## (4) 点検結果

### 居宅介護支援経過(第5表)

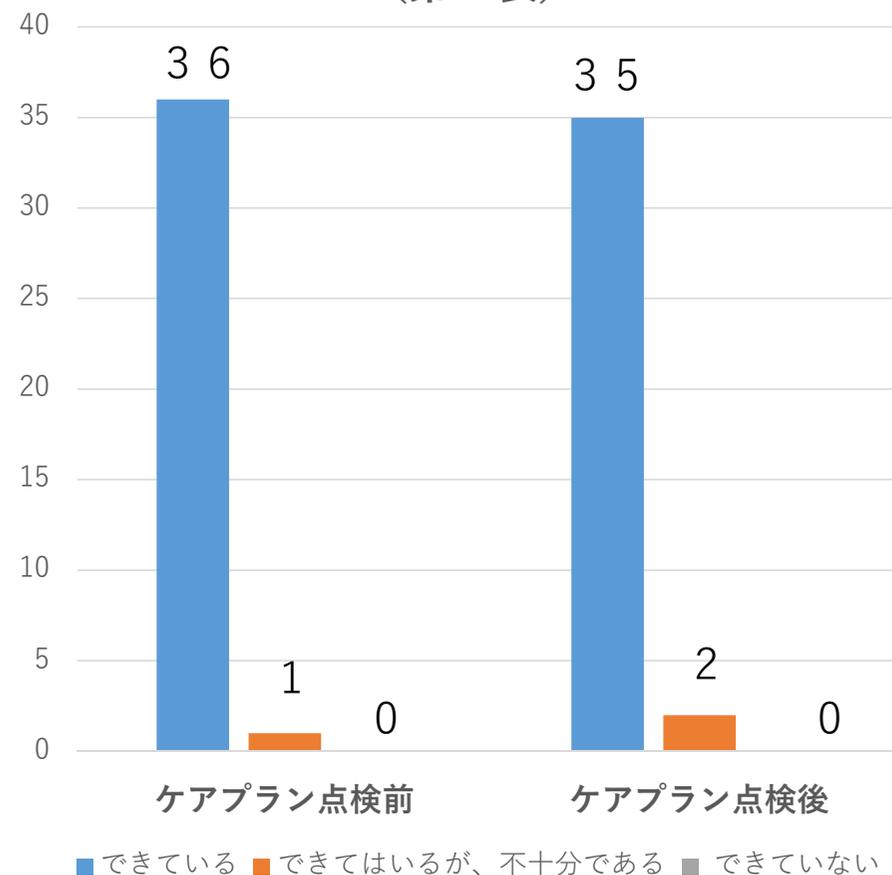
#### ■点検前

- ・モニタリングの内容を支援経過やモニタリング評価表に記載している。
- ・ケアマネジメント業務を実施した時は、5W1Hで記録している。
- ・支援経過の記録は施錠付きの書庫に保存している。

#### ■点検後

- ・支援経過の内容が簡素になっていた。支援に対する対応や判断根拠等をきちんと記載していきたい。
- ・軽微な変更の判断根拠やケアプランの見直し等における記録の記載を行っていなかった。
- ・医療機関やサービス提供事業所からの情報や連携についての記載が乏しかった。

居宅介護支援経過  
(第5表)



## (4) 点検結果

### 居宅介護支援経過(第5表)

#### ■点検者からのコメント

- ・記録の抜け漏れはありませんか。一連のケアマネジメントの実施したことが分かる記録が大切です。
- ・暫定ケアプランを確定ケアプランとしたことを本人や家族、各サービス提供事業所に確認し、記録に残しましょう。
- ・記録を叙述体での記載になっていませんか。業務の簡素化につながるように項目ごとに整理して記載してみましょう。(参考：介護報酬の解釈③QA・法令編 p 776)
- ・客観的な情報だけでなく、ケアマネジャーの支援の判断根拠や働きかけ等も記載しましょう。

# (5) 点検結果 モニタリング

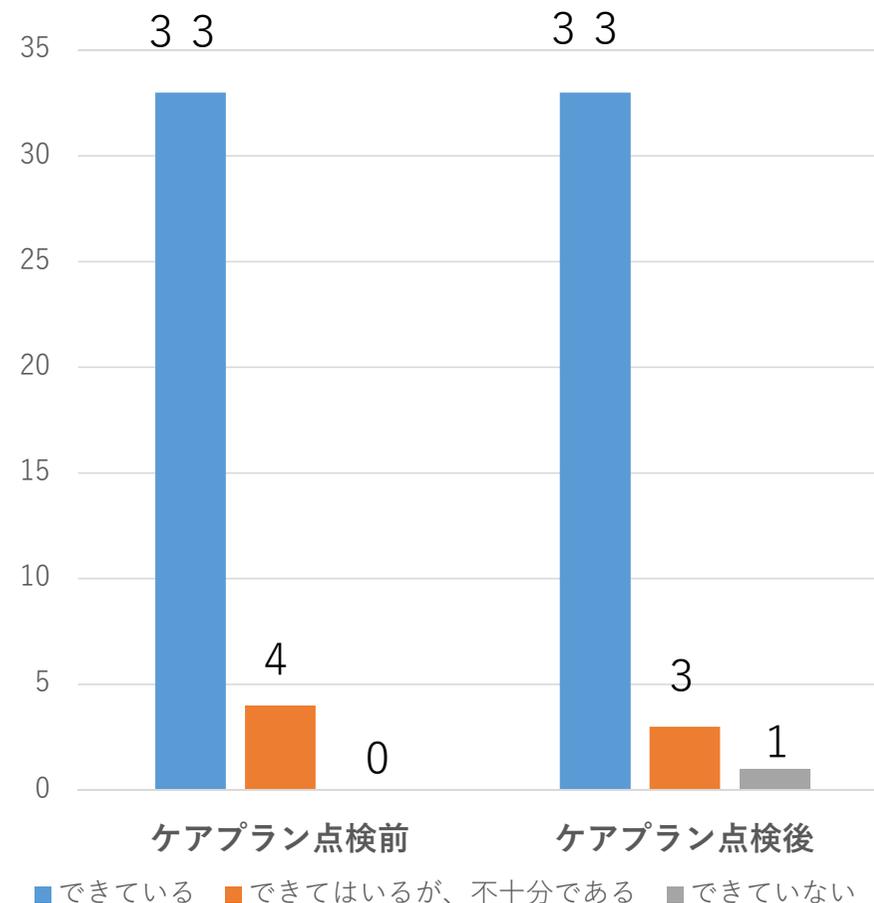
## ■点検前

- ・必ず、自宅を訪問し、本人に面談している。
- ・月に一度の訪問時に、利用者と介護者からの聞き取りで利用者の状況を確認している。
- ・ロングショートの利用者の場合、施設側の面会制限があり、モニタリングが不十分。

## ■点検後

- ・自宅を訪問し、利用者とその家族の満足度や目標の達成度、サービスの利用状況等を確実な評価を実施している。
- ・サービスの利用状況や様子を専門職と情報共有し、ケアプランの見直しに活かしている。
- ・住環境等のモニタリングまで行えていなかった。
- ・評価の根拠が不十分であった。
- ・モニタリング内容の記録が不十分であった。

## モニタリング



## (5) 点検結果 モニタリング

### ■ 点検者からのコメント

- ・モニタリングの実施の記録が、どの月においても形式的な記録になっていませんか。意向や目標の進捗状況、ケアプランの変更の有無等を確認し、記録しましょう。
- ・モニタリングの評価を安易に「継続」や「変わりなし」としていませんか。根拠を持って判断したことが分かるモニタリングの評価を行いましょう。

# 今後のケアプラン点検について

## ■令和6年度のケアプラン点検の改善点

ケアプラン点検対象の居宅介護支援事業所の負担軽減やケアマネジメントの質の向上への取り組みとして、以下の改善取組を実施します。

- ① 実施通知から書類提出までの期間の確保
- ② オンラインによる点検の導入
- ③ 面談時の管理者や主任介護支援専門員等の同席
- ④ ケアプラン点検自己点検シートの見直し
- ⑤ 点検の結果を市内の居宅介護支援事業所へ周知

## 最後に

### ケアプラン点検は

◎運営指導や監査ではなく「資質向上への支援」

↳ケアマネジメントの質の向上、支援

◎適正なケアマネジメントにより、真に必要なサービスが過不足なく提供されているかの確認「適切なサービスの確保と提供」

↳利用者へ安心かつ適切なサービスを提供

皆さまのご理解とご協力を得て、介護支援専門員と保険者が一緒になって利用者の生活のために今後も取り組んでいきましょう。